【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（組合に類似する団体）

**第二十七条の八**　法第百六十五条の二第一項に規定する政令で定めるものは、外国の法令に基づいて設立された団体であつて、次に掲げる組合に類似するものとする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

三　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（組合に類似する団体）

**第二十七条の八**　法第百六十五条の二第一項に規定する政令で定めるものは、外国の法令に基づいて設立された団体であつて、次に掲げる組合に類似するものとする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

三　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合

（改正前）

（新設）